

仕様別紙

件名	多摩平第一公園テニスコートナイター照明修繕
概要	<p>1. 場所 日野市多摩平4-2 多摩平第一公園テニスコート 1、2、3、4コート</p> <p>2. 工期 契約日の翌日から 令和9年3月26日まで</p> <p>3. 修繕内容 多摩平第一公園テニスコート 1、2、3、4コートに設置されているナイター照明6基を水銀灯からLED照明に交換する。 既設ナイター照明 投光器4台 4基 投光器8台 2基 ※詳細は図面参照</p> <p>4. 仕様 LED投光器、ユニット×8台 2基 取付架台 4灯用×2台 取付金具共 2セット LED投光器、ユニット×4台 4基 取付架台 4灯用×1台 取付金具共 4セット 配線引換工 1式 雑材料、消耗品 1式 交換工 1式 ※本修繕に関する発生材の運搬・処分を含む ※LED投光器 × 32台（落下防止ワイヤー共） 参考型番 東芝ライテック（BVP574_650CW_WK2）</p> <p>5. 提出書類 修繕着手届 工程表 使用材承諾願 試験報告書 廃棄処分に係るマニフェスト等の写し 修繕完了届 その他市の指定するもの</p> <p>6. 検査 請負者は修繕完了後、市検査官による完了検査を受けること。</p> <p>7. 支払条件 完了後一括払い 請負者は完了検査合格後、市に請求書を提出すること。 市は提出のあった日から30日以内に支払うものとする。</p> <p>8. 注意事項 請負者は契約決定後すみやかに市担当者及びテニスコート指定管理者と打ち合わせを行い、施工日程を決定すること。 施工に際し、テニスコートを閉場する必要がある場合には閉場が必要となる日の前月の1日より前に市と調整し、利用者に閉場の周知を行うこと。また、近隣住民、近隣施設へ影響が出る場合には、市職員と協議の上、あらかじめ対象者に周知を行うこと。 道路に面し設置されている照明の施工を行う際には、近隣の中学校や幼稚園、住人への影響を考慮し、夜間施工を原則とし、施工に際してはテニスコート及び公園利用者に対する安全対策を講ずること。また、</p>

仕 様 別 紙

件 名	多摩平第一公園テニスコートナイター照明修繕
概要	<p>道路側においては通行者・通行車両の安全を確保のため、道路管理者、警察署等の官公署と協議（諸手続き含む）を行い、交通誘導員等の配置、車両通行止め等の措置の上、実施すること。なお、これらの実施方法については、あらかじめ市職員に書面等で示し、協議の上決定すること。</p> <p>配線は、器具から直近の接続函（プルボックス等）まで引換を行うこと。配線の仕様は器具の付属ケーブル又は器具の仕様に示された適合ケーブルを見込むこと。</p> <p>修繕前後で照度測定・既設回路の絶縁抵抗測定を行い、その結果を書面にまとめ市職員に提出すること。なお、測定箇所は、市職員へ提案・協議し、決定すること。</p> <p>修繕実施にあたり、テニスコート及び公園内に損傷等が発生した場合には請負者の責任で原状回復を行うこと。</p> <p>施工に必要な仮設費用を見込むこと。</p> <p>9. 付記事項</p> <p>(1) 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。 4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。 <p>(2) 環境負荷低減の取組みについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。 <p>一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。</p> <p>このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。</p> <p>①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。 <p>(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務</p> <p>本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 <p>なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(4) 内部通報制度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行にあたり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、

仕 様 別 紙

3頁

件 名	多摩平第一公園テニスコートナイター照明修繕
概 要	<p>日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。</p> <p>なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(5) 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p>